

平成21年2月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

年度更新時期の変更に伴う関係通達の整備等について

労働保険の年度更新（概算保険料及び確定保険料の申告及び納付）の時期については、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）による労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の改正により、6月1日から40日以内とすることとされており、本改正は平成21年4月1日に施行される。

今般、年度更新の時期が変更されることに伴い、下記のとおり関係通達を整備することとしたので、貴職におかれては、その内容を十分に御了知いただくとともに、改正内容の周知等に遺漏なきを期されたい。

記

第1 関係通達の整備について

- 1 「労働保険事務組合報奨金交付要領」（昭和52年7月28日付け労働省発労徴第45号の別添）の一部を別紙1の新旧対照表のとおり改め、同要領の様式中「5/20」を「7/10」に、「5/27」を「7/17」に、「5月20日」を「7月10日」に、「5月27日」を「7月17日」に改める。
- 2 「労働保険料の還付金にかかる時効の起算日等について」（昭和55年6月5日付け労働省発労徴第40号）の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改める。
- 3 「労働保険事務組合事務処理手引」（平成12年3月31日付け労働省発労徴第31号の別添）の一部を別紙3の新旧対照表のとおり改め、同手引の様式中「5月20日」を「7月10日」に改める。

- 4 「労働保険料の口座振替納付実施要領（平成12年度）」（平成12年3月31日付け労働省発労徴第32号の別添）の一部を別紙4の新旧対照表のとおり改める。
- 5 「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領」（平成12年3月31日付け労働省発労徴第35号の別添）の一部を別紙5の新旧対照表のとおり改める。
- 6 「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」（平成20年3月31日付け基発第0331008号の別添）の一部を別紙6の新旧対照表のとおり改める。

第2 労働保険事務組合事務処理規約の取扱いについて

労働保険事務組合は、現に作成されている労働保険事務組合事務処理規約の中で事務処理の期日等を定めている場合には、年度更新の時期が変更されることに伴い、これを改正する必要がある場合があること。

各都道府県労働局においては、管轄内の労働保険事務組合に対し、必要に応じ労働保険事務組合事務処理規約を改正するとともに労働保険料等の納付事務の委託を受けた事業主（以下「委託事業主」という。）に対して当該改正内容を適切に周知するよう、指導されたいこと。

なお、本通達第1の3により、労働保険事務組合事務処理規約例（労働保険事務組合事務処理手引の〔参考〕）第6条を改め、委託事業主が労働保険事務組合に対し賃金総額等を報告する期限（以下「報告期限」という。）の定め方を例示しているが、労働保険事務組合事務処理規約例はあくまで参考であるため、各事務組合においてはその実情等を踏まえて適切な報告期限を定めるべきであること。

労働保険事務組合報奨金交付要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1 (略) 第2 報奨金の交付要件 事業主の委託を受けて納付する労働保険料(注1)及び一般 拠出金(注2)の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次 の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報 奨金を交付するものとする。 労働保険料に係る報奨金 1 報奨金算定基準日(7月10日。天災その他やむを得ない理由 があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は 日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基 準日とする。)において、前年度の労働保険料(注3)(当該労 働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保 険料等」という。)であって、次の(1)及び(2)に該当する事 業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料(注4)の 額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金(注5)を納付すべき場 合には、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金との合計額)の 合計額の100分の95以上の額が納付されていること。 なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、 ①天災地変等の不可抗力 ②交通又は郵便のストライキ等 ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由(注6)、があ るときであること。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) 一般拠出金に係る報奨金	第1 (略) 第2 報奨金の交付要件 事業主の委託を受けて納付する労働保険料(注1)及び一般 拠出金(注2)の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次 の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報 奨金を交付するものとする。 労働保険料に係る報奨金 1 報奨金算定基準日(5月20日。天災その他やむを得ない理由 があるときは5月27日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は 日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基 準日とする。)において、前年度の労働保険料(注3)(当該労 働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保 険料等」という。)であって、次の(1)及び(2)に該当する事 業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料(注4)の 額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金(注5)を納付すべき場 合には、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金との合計額)の 合計額の100分の95以上の額が納付されていること。 なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、 ①天災地変等の不可抗力 ②交通又は郵便のストライキ等 ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由(注6)、があ るときであること。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) 一般拠出金に係る報奨金

1 報奨金算定基準日（7月10日。天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であって、次の（1）及び（2）に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地変等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注6）、があるときであること。

（1）・（2）（略）

2・3（略）

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

労働保険料に係る報奨金の額

1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

（1）原則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注10）に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

（イ）当該事業の事業主から委託を受けて7月10日までに

1 報奨金算定基準日（5月20日。天災その他やむを得ない理由があるときは5月27日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であって、次の（1）及び（2）に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地変等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注6）、があるときであること。

（1）・（2）（略）

2・3（略）

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

労働保険料に係る報奨金の額

1 5月20日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

（1）原則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注10）に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

（イ）当該事業の事業主から委託を受けて5月20日までに

納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に100分の2.5を乗じて得た額

(ロ) (略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

2 7月17日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付された前年度の労働保険料を7月10日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 7月17日において、第2の報奨金の交付要件に該当した口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付された前年度の労働保険料を7月10日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

(※1) 当年度の6月1日より7月10日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、7月10日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法に

納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に100分の2.5を乗じて得た額

(ロ) (略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

2 5月27日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、5月27日までに納付された前年度の労働保険料を5月20日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 5月27日において、第2の報奨金の交付要件に該当した口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

5月27日までに納付された前年度の労働保険料を5月20日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

(※1) 当年度の4月1日より5月20日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、5月20日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

1 5月20日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法に

より算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて7月10日までに納付した当年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

ロ （略）

（注1）～（注9） （略）

（注10） 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限らず7月10日までに処理した場合も含む。

（注11）～（注13） （略）

（注14） 「当年度の一般拠出金」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

（1） 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、9月15日（当該期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。

（2） （略）

より算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて5月20日までに納付した当年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

ロ （略）

（注1）～（注9） （略）

（注10） 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限らず5月20日までに処理した場合も含む。

（注11）～（注13） （略）

（注14） 「当年度の一般拠出金」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

（1） 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、7月末日（当該期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。

（2） （略）

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ・ハ （略）

ニ 「（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について7月10日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ホ～ト （略）

(2) （略）

(3) 【16人以上事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」は、「16人以上事業」に該当した委託事業について個々に7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させるこ

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ・ハ （略）

ニ 「（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について5月20日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ホ～ト （略）

(2) （略）

(3) 【16人以上事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」は、「16人以上事業」に該当した委託事業について個々に5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させるこ

と。

ロ～ニ (略)

ホ 「(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況)」については、「労働保険料に係る16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

へ～チ (略)

(4) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、7月10日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ～ニ (略)

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ (略)

ハ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の

と。

ロ～ニ (略)

ホ 「(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況)」については、「労働保険料に係る16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

へ～チ (略)

(4) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が5月27日の場合は、5月20日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ～ニ (略)

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ (略)

ハ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の

労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ニ～ハ (略)

(2) 【16人以上事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」は、「一般拠出金に係る16人以上事業」に該当した委託事業について個々に7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ・ハ (略)

ニ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る一般拠出金納付状況)」については、「16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ホ～ト (略)

(3) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、7月10日までに一般拠出金の100分の95以上を納付できなかった

労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ニ～ハ (略)

(2) 【16人以上事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」は、「一般拠出金に係る16人以上事業」に該当した委託事業について個々に5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ・ハ (略)

ニ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る一般拠出金納付状況)」については、「16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ホ～ト (略)

(3) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が5月27日の場合は、5月20日までに一般拠出金の100分の95以上を納付できなかった

理由を記入させること。

ロ～ニ (略)

3. 申請書の審査

事務組合から申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、速やかに申請書の内容について審査するものとする。

なお、申請書の審査は慎重に行い、交付額の決定後に、取消、変更等のないよう留意すること。

(1)・(2) (略)

(3) 「報奨金算定基準日」欄で7月17日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。

(4)～(10) (略)

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

(1) (略)

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ (略)

ロ 交付決定簿の(25)欄については、報奨金算定基準日により「7月10日」欄又は「7月17日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22(所定額によるもの)、23(調整額によるもの)のいずれかを○で囲むこと。

また、「7月17日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

なお、〔 〕には、算定方法が22の場合であって報奨金算定基礎に16人以上事業が含まれている場合(以下「16人以上該当分」という。)に、その額を記入すること。

理由を記入させること。

ロ～ニ (略)

3. 申請書の審査

事務組合から申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、速やかに申請書の内容について審査するものとする。

なお、申請書の審査は慎重に行い、交付額の決定後に、取消、変更等のないよう留意すること。

(1)・(2) (略)

(3) 「報奨金算定基準日」欄で5月27日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。

(4)～(10) (略)

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

(1) (略)

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ (略)

ロ 交付決定簿の(25)欄については、報奨金算定基準日により「5月20日」欄又は「5月27日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22(所定額によるもの)、23(調整額によるもの)のいずれかを○で囲むこと。

また、「5月27日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

なお、〔 〕には、算定方法が22の場合であって報奨金算定基礎に16人以上事業が含まれている場合(以下「16人以上該当分」という。)に、その額を記入すること。

ハ (略)

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、25欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、22欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、()には、報奨金算定基準日が7月17日の分(「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計)について内数で記入し、「()のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ・ヘ (略)

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ (略)

ロ 交付決定簿の 49 欄については、報奨金算定基準日により「7月10日」欄又は「7月17日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「7月17日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

ハ (略)

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、49欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、14欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、()には、報奨金算定基準日が7月17日の分(「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計)について内数で記入し、「()のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ハ (略)

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、25欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、22欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、()には、報奨金算定基準日が5月27日の分(「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計)について内数で記入し、「()のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ・ヘ (略)

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ (略)

ロ 交付決定簿の 49 欄については、報奨金算定基準日により「5月20日」欄又は「5月27日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「5月27日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

ハ (略)

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、49欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、14欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、()には、報奨金算定基準日が5月27日の分(「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計)について内数で記入し、「()のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ・ヘ (略)

5. 本省への報奨金交付予定額等の報告

- (1) 交付決定簿への報奨金交付予定額等の記入が終了したときは、労働保険事務組合報奨金交付予定報告書(様式第3号。以下「予定報告書」という。)により10月10日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。

(2) (略)

6. (略)

7. 事務組合に対する通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」(様式第4号)により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年11月1日(予定)をもって行われるので都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

(2) (略)

8. (略)

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付(以下「口座振替納付」という。)がなされた第1期分等労働保険料(注1)及び当年度一般拠出金(注2)であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業及び16人以上事業(以下「算

ホ・ヘ (略)

5. 本省への報奨金交付予定額等の報告

- (1) 交付決定簿への報奨金交付予定額等の記入が終了したときは、労働保険事務組合報奨金交付予定報告書(様式第3号。以下「予定報告書」という。)により8月末日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。

(2) (略)

6. (略)

7. 事務組合に対する通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」(様式第4号)により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年10月1日(予定)をもって行われるので都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

(2) (略)

8. (略)

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付(以下「口座振替納付」という。)がなされた第1期分等労働保険料(注1)及び当年度一般拠出金(注2)であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業及び16人以上事業(以下「算

定対象事業」という。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額(口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。(2)において同じ。)は、第2の交付要件の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

ロ (略)

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書(注3)に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなし、算定する。

(注1) 「第1期分等労働保険料」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の概算保険料及び前年度確定保険料不足額(前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその越える額をいう。)をいう。

(注2) 「当年度一般拠出金」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

(注3) (略)

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは(注1)、

定対象事業」という。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額(口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。(2)において同じ。)は、第2の交付要件の適用について、5月20日までに納付されたものとみなす。

ロ (略)

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書(注3)に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を5月20日までに納付されたものとみなし、算定する。

(注1) 「第1期分等労働保険料」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の概算保険料及び前年度確定保険料不足額(前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその越える額をいう。)をいう。

(注2) 「当年度一般拠出金」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

(注3) (略)

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは(注1)、

口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業（口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るものに限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書（労働保険番号）に係るものは除く。ロにおいて同じ。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなして算定した額から、その100分の5を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であって、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた（注3）ものについては、報奨金の額は、1の(2)又は(1)のロにかかわらず、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業（口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなして、算

口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業（口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るものに限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書（労働保険番号）に係るものは除く。ロにおいて同じ。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件の適用について、5月20日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を5月20日までに納付されたものとみなして算定した額から、その100分の5を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であって、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた（注3）ものについては、報奨金の額は、1の(2)又は(1)のロにかかわらず、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付（注2）された算定対象事業（口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を5月20日までに納付されたものとみなして、算

定する。

(注1)～(注3) (略)

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業（口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により7月10日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ・ハ (略)

(3) (略)

定する。

(注1)～(注3) (略)

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業（口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、5月20日までに納付されたものとみなす。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により5月20日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ・ハ (略)

(3) (略)

労働保険料の還付金にかかる時効の起算日等について（昭和 55 年 6 月 5 日付け労働省発労徴第 40 号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 「時効」の起算日等 (1) （略） (2) 時効の起算日 ① 精算返還金 イ 継続事業における年度当初の確定精算による精算返還金は、<u>6月1日</u>とするものとする。 ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日とするものとする。 ロ・ハ （略） ② 過納金 イ 年度当初、事業の廃止若しくは終了に伴う確定精算の際、精算返還金が生じていた場合は、精算返還金として取扱うものとし、年度当初にかかるものについては<u>6月1日</u>、事業の廃止又は終了にかかるものについては、その日の翌日とするものとする。 ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日とするものとする。 ロ （略） ③ （略） 4 （略）	1・2 （略） 3 「時効」の起算日等 (1) （略） (2) 時効の起算日 ① 精算返還金 イ 継続事業における年度当初の確定精算による精算返還金は、<u>4月1日</u>とするものとする。 ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日とするものとする。 ロ・ハ （略） ② 過納金 イ 年度当初、事業の廃止若しくは終了に伴う確定精算の際、精算返還金が生じていた場合は、精算返還金として取扱うものとし、年度当初にかかるものについては<u>4月1日</u>、事業の廃止又は終了にかかるものについては、その日の翌日とするものとする。 ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日とするものとする。 ロ （略） ③ （略） 4 （略）

労働保険事務組合事務処理手引 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1章～第6章 (略) 第7章 労働保険料の申告と納付手続 I・II (略) III 年度更新時の概算・確定保険料申告書等の作成 1・2 (略) 3 概算保険料の延納 (1)・(2) (略) (3) 延納の方法は、次によって行うこと(則第27条、則第28条、則第29条、則第30条、則第31条)。 イ 継続事業の場合 (イ) 保険年度の初日以前に既に参加している場合 ①・② (略) ③ 各期分の納付期限は、最初の期分の概算保険料は<u>6月1日から起算して40日以内に</u>、第2期分の保険料は<u>11月14日まで</u>に、第3期分の概算保険料は<u>翌年2月14日まで</u>となる。 (ロ) (略) ロ 有期事業の場合 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 各期分の納付期限は、最初の期分は加入の日の翌日から起算して20日以内に、4月1日から7月31日までの期分は3月31日までに、8月1日から11月30日までの期分は<u>11月14日まで</u>に、12月1日から翌年3月31日までの期分については<u>翌年2月14日まで</u>となる。	第1章～第6章 (略) 第7章 労働保険料の申告と納付手続 I・II (略) III 年度更新時の概算・確定保険料申告書等の作成 1・2 (略) 3 概算保険料の延納 (1)・(2) (略) (3) 延納の方法は、次によって行うこと(則第27条、則第28条、則第29条、則第30条、則第31条)。 イ 継続事業の場合 (イ) 保険年度の初日以前に既に参加している場合 ①・② (略) ③ 各期分の納付期限は、最初の期分の概算保険料は<u>保険年度の初日から起算して50日以内に</u>、第2期分の保険料は<u>8月31日まで</u>に、第3期分の概算保険料は<u>11月30日まで</u>となる。 (ロ) (略) ロ 有期事業の場合 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 各期分の納付期限は、最初の期分は加入の日の翌日から起算して20日以内に、4月1日から7月31日までの期分は3月31日までに、8月1日から11月30日までの期分は<u>8月31日まで</u>に、12月1日から翌年3月31日までの期分については<u>11月30日まで</u>となる。

[参考]

労働保険事務組合事務処理規約例

第1章・第2章 (略)

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組様式第4号)により、毎年6月10日までに本事務組合に報告しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

第7条～第14条 (略)

第4章～第7章 (略)

[参考]

労働保険事務組合事務処理規約例

第1章・第2章 (略)

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組様式第4号)により、毎年4月15日までに本事務組合に報告しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

第7条～第14条 (略)

第4章～第7章 (略)

労働保険料の口座振替納付実施要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1 口座振替納付実施に係る事務処理 1 口座振替納付の概要 (1)・(2) (略) (3) 口座振替納付日 イ 前年度確定保険料の不足額及び当該年度の概算保険料第1期分(延納を申請しない概算保険料については、当該年度概算保険料全期分とする。)[以下「第1期分」という。] 金融機関に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日(原則として、当該年の<u>8月10日</u>を振替日とすることとしている。) ロ 当該年度概算保険料第2期分(以下「第2期分」という。) 当該年の<u>11月14日</u> ハ 当該年度概算保険料第3期分(以下「第3期分」という。) <u>翌年の2月14日</u> (4) (略) 2～4 (略) 5 「口座振替納付書送付依頼書」の提出期間等 「口座振替納付書送付依頼書(新規)」の提出は、次の表の「提出期間」中に行うものとする。 「口座振替納付書送付依頼書(変更)」の提出も同様とするが、特別の事情がある場合等において次の表の「最終期限」までに提出されるときには、各々の期分からは、変更した口座から振替納付が行われるものである(この場合、OCR入力については、速やかに入力することとし、遅くとも最終期限までに完了するようにしておくこと。)	第1 口座振替納付実施に係る事務処理 1 口座振替納付の概要 (1)・(2) (略) (3) 口座振替納付日 イ 前年度確定保険料の不足額及び当該年度の概算保険料第1期分(延納を申請しない概算保険料については、当該年度概算保険料全期分とする。)[以下「第1期分」という。] 金融機関に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日(原則として、当該年の<u>6月20日</u>を振替日とすることとしている。) ロ 当該年度概算保険料第2期分(以下「第2期分」という。) 当該年の<u>9月14日</u> ハ 当該年度概算保険料第3期分(以下「第3期分」という。) <u>当該年の12月14日</u> (4) (略) 2～4 (略) 5 「口座振替納付書送付依頼書」の提出期間等 「口座振替納付書送付依頼書(新規)」の提出は、次の表の「提出期間」中に行うものとする。 「口座振替納付書送付依頼書(変更)」の提出も同様とするが、特別の事情がある場合等において次の表の「最終期限」までに提出されるときには、各々の期分からは、変更した口座から振替納付が行われるものである(この場合、OCR入力については、速やかに入力することとし、遅くとも最終期限までに完了するようにしておくこと。)

なお、各期の最終期限後の提出については、その次の期から効果を生ずることとなるものである。

	提出期間	最終期限	OCR入力期間
第1期分からの場合	<u>5月1日～</u> <u>6月30日</u>	<u>7月24日</u>	<u>組替決算終了後～</u> <u>7月24日</u>
第2期分からの場合	<u>8月1日～</u> <u>9月14日</u>	<u>10月14日</u>	<u>8月1日～</u> <u>10月14日</u>
第3期分からの場合	<u>11月1日～</u> <u>12月14日</u>	<u>1月14日</u>	<u>11月1日～</u> <u>1月14日</u>

6 年度更新時における申告書等の取扱い

口座振替納付を実施する事務組合（歳入徴収官が口座振替納付書送付依頼書を受理しているものをいう。以下同じ。）は申告書の1枚目の表面上部標題の右側のスペース及び保険料申告書内訳の1枚目の表面上部標題の右側のスペースに（口座）と朱書し、毎年6月1日から7月10日までに、直接、当該申告書に係る労働保険料の徴収についての歳入徴収官（監督署所掌事務組合にあっては、労働基準監督署を経由することができる。）に提出する（日本銀行若しくは歳入代理店等又は郵便局を経由しての提出はできない。）。

所轄労働局においては、毎年6月1日から7月24日までの間に、口座振替納付を実施する事務組合に係る申告書及び保険料申告書内訳を優先的に審査し入力することを原則とするが、7月24日までに十分な審査を完了することが見込めない申告書については、入力のために必要な審査を行い、同日までに入力する。

なお、委託事業主から事務組合への前年度の確定保険料の不足額及び概算保険料第1期分の交付は、早期に、原則として遅くとも7月24日までに行われるよう当該事務組合に指導する。

なお、各期の最終期限後の提出については、その次の期から効果を生ずることとなるものである。

	提出期間	最終期限	OCR入力期間
第1期分からの場合	<u>3月1日～</u> <u>4月30日</u>	<u>6月5日</u>	<u>組替決算終了後～</u> <u>5月20日</u>
第2期分からの場合	<u>6月1日～</u> <u>7月14日</u>	<u>8月14日</u>	<u>6月1日～</u> <u>7月31日</u>
第3期分からの場合	<u>9月1日～</u> <u>10月14日</u>	<u>11月14日</u>	<u>9月1日～</u> <u>10月31日</u>

6 年度更新時における申告書等の取扱い

口座振替納付を実施する事務組合（歳入徴収官が口座振替納付書送付依頼書を受理しているものをいう。以下同じ。）は申告書の1枚目の表面上部標題の右側のスペース及び保険料申告書内訳の1枚目の表面上部標題の右側のスペースに（口座）と朱書し、毎年4月1日から5月20日までに、直接、当該申告書に係る労働保険料の徴収についての歳入徴収官（監督署所掌事務組合にあっては、労働基準監督署を経由することができる。）に提出する（日本銀行若しくは歳入代理店等又は郵便局を経由しての提出はできない。）。

所轄労働局においては、毎年4月1日から6月5日までの間に、口座振替納付を実施する事務組合に係る申告書及び保険料申告書内訳を優先的に審査し入力することを原則とするが、6月5日までに十分な審査を完了することが見込めない申告書については、入力のために必要な審査を行い、同日までに入力する。

なお、委託事業主から事務組合への前年度の確定保険料の不足額及び概算保険料第1期分の交付は、早期に、原則として遅くとも6月5日までに行われるよう当該事務組合に指導する。

7 口座振替納付書等の作成及び金融機関への送付

労働保険徴収業務室（以下「徴収業務室」という。）は、第1期分については7月24日現在、第2期分については10月14日現在及び第3期分については翌年1月14日現在の収納未済額により「口座振替納付書」（1枚目：領収済通知書、2枚目：領収控、3枚目：納付書・領収証書）を作成する。

「口座振替納付書」については、徴収業務室において、労働保険番号、徴定年度、収納区分、納付額、収納機関、科目区分、金融機関店舗コード、預金種別及び口座番号等を印書し、各金融機関別に取りまとめ、金融機関へ送付する。

また、「口座振替納付書」とともに口座振替納付書の送付枚数及び振替金額の合計額等が印書された「口座振替納付書送付書」（1枚目：口座振替納付書送付書、2枚目：口座振替納付集計表、3枚目：口座振替納付集計表（副）、4枚目：歳入金等受入報告表）を金融機関へ口座振替納付日の5営業日前までに送付する。

8・9 （略）

第2 口座振替納付実施に係る機械処理

1 （略）

2 入力帳票の処理及びデータの作成

(1) （略）

(2) 口座振替納付書（領収済通知書）

イ・ロ （略）

ハ データの作成

(イ) （略）

(ロ) 処理上の留意事項

a （略）

b 第一期については7月24日現在、第2期については10月14日現在、第3期については翌年1月14

7 口座振替納付書等の作成及び金融機関への送付

労働保険徴収業務室（以下「徴収業務室」という。）は、第1期分については6月5日現在、第2期分については8月14日現在及び第3期分については11月14日現在の収納未済額により「口座振替納付書」（1枚目：領収済通知書、2枚目：領収控、3枚目：納付書・領収証書）を作成する。

「口座振替納付書」については、徴収業務室において、労働保険番号、徴定年度、収納区分、納付額、収納機関、科目区分、金融機関店舗コード、預金種別及び口座番号等を印書し、各金融機関別に取りまとめ、金融機関へ送付する。

また、「口座振替納付書」とともに口座振替納付書の送付枚数及び振替金額の合計額等が印書された「口座振替納付書送付書」（1枚目：口座振替納付書送付書、2枚目：口座振替納付集計表、3枚目：口座振替納付集計表（副）、4枚目：歳入金等受入報告表）を金融機関へ口座振替納付日の5営業日前までに送付する。

8・9 （略）

第2 口座振替納付実施に係る機械処理

1 （略）

2 入力帳票の処理及びデータの作成

(1) （略）

(2) 口座振替納付書（領収済通知書）

イ・ロ （略）

ハ データの作成

(イ) （略）

(ロ) 処理上の留意事項

a （略）

b 第一期については6月5日現在、第2期については8月14日現在、第3期については11月14日現在

日現在の収納未済額によりそれぞれ作成する。

c～e (略)

二 (略)

(3) (略)

3 (略)

第3 (略)

の収納未済額によりそれぞれ作成する。

c～e (略)

二 (略)

(3) (略)

3 (略)

第3 (略)

労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1編 適用関係事務 第1章 労働保険適用関係事務の概要 第1・第2 (略) 第3 保険料のしくみ 1 労働保険料 (1)～(3) (略) (4) 概算保険料の延納 イ 年度当初(又は保険関係成立の当初)に申告・納付する概算保険料の延納(継続事業の場合) (イ) 当該保険年度の初日の前日(すなわち前年度の3月31日)以前に既に保険関係が成立している事業にあつては、その概算保険料を、次の各期に分けて納付する。 a 4月1日から 7月31日まで(第1期) b 8月1日から 11月30日まで(第2期) c 12月1日から翌年3月31日まで(第3期) 各期分の納付額及び納期限は、次のとおりである。 概算保険料の額を期の数(すなわち3)で除して得た額を各期分の概算保険料とし、最初の期(第1期)分の概算保険料については、<u>6月1日から起算して40日以内</u>に、その後の各期分の概算保険料については、第2期分は<u>10月31日までに</u>、第3期分は<u>翌年1月31日までに</u>それぞれ納付する。 概算保険料の額を期の数で除して得た額に1円	第1編 適用関係事務 第1章 労働保険適用関係事務の概要 第1・第2 (略) 第3 保険料のしくみ 1 労働保険料 (1)～(3) (略) (4) 概算保険料の延納 イ 年度当初(又は保険関係成立の当初)に申告・納付する概算保険料の延納(継続事業の場合) (イ) 当該保険年度の初日の前日(すなわち前年度の3月31日)以前に既に保険関係が成立している事業にあつては、その概算保険料を、次の各期に分けて納付する。 a 4月1日から 7月31日まで(第1期) b 8月1日から 11月30日まで(第2期) c 12月1日から翌年3月31日まで(第3期) 各期分の納付額及び納期限は、次のとおりである。 概算保険料の額を期の数(すなわち3)で除して得た額を各期分の概算保険料とし、最初の期(第1期)分の概算保険料については、<u>保険年度の初日から起算して50日以内</u>に、その後の各期分の概算保険料については、第2期分は<u>8月31日までに</u>、第3期分は<u>11月30日までに</u>それぞれ納付する。 概算保険料の額を期の数で除して得た額に1円

未満の端数があるときは、第2期分及び第3期分の端数を第1期分の概算保険料の額に加算する。

(ロ) (略)

ロ 保険関係成立の当初に申告・納付する概算保険料の延納(有期事業の場合)

有期事業であって、納付すべき概算保険料の額が75万円以上のものについては、事業主が延納を申請した場合には、次により延納することができる。ただし、事業の期間が6ヶ月以内のものは、延納する実益がないので、延納は認められない。

その事業についての概算保険料を、その事業の全期間を通じて、毎年、次の各期に分けて納付する。

a 4月1日から 7月31日まで

b 8月1日から 11月30日まで

c 12月1日から翌年3月31日まで

したがって、これらの各期の中途に保険関係が成立した事業については、保険関係成立の日からその日の属する期の末日までを最初の期とする。この場合、最初の期の期間が2ヶ月以内のときは、その期間をもって最初の期として独立させることはしないで、次の期の4ヶ月と合わせた期間をもって最初の期とする。すなわち、①6月1日から7月31日まで、②10月1日から11月30日まで、③2月1日から3月31日までの間に保険関係が成立した事業については、当該保険関係成立の日からそれぞれ、①の場合は11月30日まで、②の場合は3月31日まで、又は③の場合は7月31日までの期間を最初の期とすることとなる。

この場合の各期分の納付額及び納期限については、

未満の端数があるときは、第2期分及び第3期分の端数を第1期分の概算保険料の額に加算する。

(ロ) (略)

ロ 保険関係成立の当初に申告・納付する概算保険料の延納(有期事業の場合)

有期事業であって、納付すべき概算保険料の額が75万円以上のものについては、事業主が延納を申請した場合には、次により延納することができる。ただし、事業の期間が6ヶ月以内のものは、延納する実益がないので、延納は認められない。

その事業についての概算保険料を、その事業の全期間を通じて、毎年、次の各期に分けて納付する。

a 4月1日から 7月31日まで

b 8月1日から 11月31日まで

c 12月1日から翌年3月31日まで

したがって、これらの各期の中途に保険関係が成立した事業については、保険関係成立の日からその日の属する期の末日までを最初の期とする。この場合、最初の期の期間が2ヶ月以内のときは、その期間をもって最初の期として独立させることはしないで、次の期の4ヶ月と合わせた期間をもって最初の期とする。すなわち、①6月1日から7月31日まで、②10月1日から11月30日まで、③2月1日から3月31日までの間に保険関係が成立した事業については、当該保険関係成立の日からそれぞれ、①の場合は11月30日まで、②の場合は3月31日まで、又は③の場合は7月31日までの期間を最初の期とすることとなる。

この場合の各期分の納付額及び納期限については、

概算保険料の額を期の数で除して得た額を各期分の概算保険料とし、最初の期分の概算保険料については、保険関係成立の日の翌日から起算して20日以内に納付する。その後の各期分の概算保険料については、①4月1日から7月31日までの期分の概算保険料は3月31日までに、②8月1日から11月30日までの期分の概算保険料は10月31日までに、③12月1日から翌年3月31日までの期分の概算保険料は翌年1月31日までに、それぞれ納付する（法第18条、則第28条）。

ハ （略）

ニ 賃金総額等の見込額の増加又は保険料率の変更に伴う増加概算保険料の延納

増加概算保険料については、前記イからハまでにより概算保険料の延納をする事業主に限り、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をした場合には、賃金総額等の見込額が増加した日又は一般保険料率を変更した日（以下「変更日」という。）以後について、4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年3月31日の各期分について等分して納付することができる（法第18条、則第30条、則附則第5条）。

この場合の納期限は、変更日の属する期分の増加概算保険料については、その日の翌日から起算して30日以内に、その後の期分の概算保険料については、①4月1日から7月31日までの期分の概算保険料は3月31日まで、②8月1日から11月30日までの期分の概算保険料は10月31日まで、③12月1日から翌年3月31日までの期分の概算保険料は翌年

概算保険料の額を期の数で除して得た額を各期分の概算保険料とし、最初の期分の概算保険料については、保険関係成立の日の翌日から起算して20日以内に納付する。その後の各期分の概算保険料については、①4月1日から7月31日までの期分の概算保険料は3月31日までに、②8月1日から11月30日までの期分の概算保険料は8月31日までに、③12月1日から翌年3月31日までの期分の概算保険料は11月30日までに、それぞれ納付する（法第18条、則第28条）。

ハ （略）

ニ 賃金総額等の見込額の増加又は保険料率の変更に伴う増加概算保険料の延納

増加概算保険料については、前記イからハまでにより概算保険料の延納をする事業主に限り、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をした場合には、賃金総額等の見込額が増加した日又は一般保険料率を変更した日（以下「変更日」という。）以後について、4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年3月31日の各期分について等分して納付することができる（法第18条、則第30条、則附則第5条）。

この場合の納期限は、変更日の属する期分の増加概算保険料については、その日の翌日から起算して30日以内に、その後の期分の概算保険料については、それぞれの前の期の末日までとされている。

ただし、最初の期の次の期分の納期限が最初の期分の納期限より先に到来することとなる場合には、次の期分の増加概算保険料を、最初の期分の増加概算保険

1月31日までとされている。

ただし、最初の期の次の期分の納期限が最初の期分の納期限より先に到来することとなる場合には、次の期分の増加概算保険料を、最初の期分の増加概算保険料とともに最初の期分の納期限までに納付すれば足りる。

ホ・ヘ (略)

(5) (略)

2～5 (略)

第4 (略)

第2章 (略)

第2編 (略)

料とともに最初の期分の納期限までに納付すれば足りる。

ホ・ヘ (略)

(5) (略)

2～5 (略)

第4 (略)

第2章 (略)

第2編 (略)

徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第1章・第2章（略） 第1節・第2節（略） 第3節 調査決定及び納入告知・督促 第1～第7（略） 第8 督促状の発行及び延滞金 1・2（略） 3 延滞金の計算 (1) 一部納付があつたときの延滞金 労働保険料等の額の一部につき納付があつたときは、その日の前日までは労働保険料等の全額を、その日以後は労働保険料等の額から一部納付された額を控除した額をそれぞれ計算の基礎とする（徴収法27②、救済法38①） <計算例> 労働保険料の滞納額200,000円を、督促状指定納期限に一部納付し、同期限経過後に残額を納付した場合	第1章 徴収 第1節・第2節（略） 第3節 調査決定及び納入告知・督促 第1～第7（略） 第8 督促状の発行及び延滞金 1・2（略） 3 延滞金の計算 (1) 一部納付があつたときの延滞金 労働保険料等の額の一部につき納付があつたときは、その日の前日までは労働保険料等の全額を、その日以後は労働保険料等の額から一部納付された額を控除した額をそれぞれ計算の基礎とする（徴収法27②、救済法38①） <計算例> 労働保険料の滞納額200,000円を、督促状指定納期限に一部納付し、同期限経過後に残額を納付した場合
7月10日 8月9日 8月15日 8月23日 9月14日 法定納期限 督促状発行 一部納付 督促状指定期限 残額納付 (54,000円) (146,000円)	5月20日 6月19日 6月25日 7月3日 7月25日 法定納期限 督促状発行 一部納付 督促状指定期限 残額納付 (54,000円) (146,000円)

この場合の延滞金の額は、

① 7月11日から8月14日までの35日

$$200,000 \text{ 円} \times \frac{14.6}{100} \times \frac{35}{365} = 2,800 \text{ 円}$$

⋮

(滞納保険料)

⋮

(年利)

⋮

(日割計算)

② 8月15日から9月13日までの30日分

$$146,000 \text{ 円} \times \frac{14.6}{100} \times \frac{30}{365} = 1,752 \text{ 円}$$

⋮

(滞納保険料)

⋮

(年利)

⋮

(日割計算)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 2,800 \text{ 円} + 1,752 \text{ 円} = 4,552 \text{ 円} \div 4,500 \text{ 円}$$

(100円未満の端数切捨て)

(注) 法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする
(利率等の表示の年利建て移行に関する法律 昭45.4.1法13)。

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

第9 (略)

第4節 (略)

第2章 (略)

この場合の延滞金の額は、

① 5月21日から6月24日までの35日分

$$200,000 \text{ 円} \times \frac{14.6}{100} \times \frac{35}{365} = 2,800 \text{ 円}$$

⋮

(滞納保険料)

⋮

(年利)

⋮

(日割計算)

② 6月25日から7月24日までの30日分

$$146,000 \text{ 円} \times \frac{14.6}{100} \times \frac{30}{365} = 1,752 \text{ 円}$$

⋮

(滞納保険料)

⋮

(年利)

⋮

(日割計算)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 2,800 \text{ 円} + 1,752 \text{ 円} = 4,552 \text{ 円} \div 4,500 \text{ 円}$$

(100円未満の端数切捨て)

(注) 法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする
(利率等の表示の年利建て移行に関する法律 昭45.4.1法13)。

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

第9 (略)

第4節 (略)

第2章 (略)

第3章 徴収金

第1～第6 (略)

第7 徴収金の納期限

1 申告納付方式によるもの

(1) 概算保険料の納期限

① 保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第28条第1項の承認があった事業に係る第1種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第30条第1項の承認があった事業にかかる第3種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認のあった日）から50日以内）（徴収法15①）

② (略)

(2) (略)

(3) 確定保険料（不足額）

① 継続事業

次の保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険に係る中小事業主等の特別加入及び海外派遣者の特別加入の承認が取消された事業に係る第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料に関しては、それぞれの承認が取消された日）から50日以内）（徴収法19①）

② (略)

(4) 一般拠出金

① 継続事業

次の保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関

第3章 徴収金

第1～第6 (略)

第7 徴収金の納期限

1 申告納付方式によるもの

(1) 概算保険料の納期限

① 保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第28条第1項の承認があった事業に係る第1種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第30条第1項の承認があった事業にかかる第3種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認のあった日）から50日以内（徴収法15①）

② (略)

(2) (略)

(3) 確定保険料（不足額）

① 継続事業

次の保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険に係る中小事業主等の特別加入及び海外派遣者の特別加入の承認が取消された事業に係る第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料に関しては、それぞれの承認が取消された日）から50日以内（徴収法19①）

② (略)

(4) 一般拠出金

① 継続事業

次の保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日）か

係が消滅した日から50日以内）（救済法38①、徴収法19①準用）

② （略）

2・3 （略）

第8 （略）

第9 時効

1 （略）

2 時効の起算日

(1) （略）

(2) 徴収金の還付を受ける権利の時効起算日は、次のとおりである。

① 精算返還金

ア 継続事業における年度当初の確定精算による精算返還金は、6月1日

（ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日）

イ・ウ （略）

② 過納金

ア 年度当初、事業の廃止若しくは終了に伴う確定精算の際、精算返還金が生じていた場合は、精算返還金として取扱うものとし、年度当初に係るものについては6月1日、事業の廃止又は終了に係るものについては、その日の翌日（ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日）

イ・ウ （略）

③ （略）

3～6 （略）

50日以内）（救済法38①、徴収法19①準用）

② （略）

2・3 （略）

第8 （略）

第9 時効

1 （略）

2 時効の起算日

(1) （略）

(2) 徴収金の還付を受ける権利の時効起算日は、次のとおりである。

① 精算返還金

ア 継続事業における年度当初の確定精算による精算返還金は、4月1日

（ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日）

イ・ウ （略）

② 過納金

ア 年度当初、事業の廃止若しくは終了に伴う確定精算の際、精算返還金が生じていた場合は、精算返還金として取扱うものとし、年度当初に係るものについては4月1日、事業の廃止又は終了に係るものについては、その日の翌日（ただし、当該申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日）

イ・ウ （略）

③ （略）

3～6 （略）